

●住民監査請求について

1 請求の要旨（請求人の主張）

【令和6年6月18日提出 措置請求書、同年同月26日提出 趣旨追加書】

- (1) 令和5年度、6年度に村が発注した土木工事14件は、請求人の調査によると入札の事前調整、談合が行われている蓋然性が高いため調査が必要である。
- (2) 村が土木工事を指名競争入札で発注する際に、事前に最低制限価格を開示していないことは不適當である。
- (3) 村は14件の工事で最低制限価格を開示しないことにより3千万円以上の損失を被っている。そのため、受注業者に対し損害賠償を請求すべきである。
- (4) 建設水道課発注の指名競争入札工事について過去5年間に遡って監査を行い、村に損害を与えている事実が判明した場合は損害賠償を請求すべきである。
- (5) 入札の責任者である建設水道課長は、談合に対して何の対策も講じていないため、同課長に対し損害賠償を請求すべきである。

2 監査委員の対応

【令和6年7月9日付通知文書 請求人に対し補足・修正及び追加資料の提示を請求】

- (1) 請求人の主張では、談合が行われている蓋然性が高いとのことであるが、事実を客観的に示す資料や具体的な根拠があれば示されたい。
- (2) 請求人は、長野県建設部技術管理室から「最低制限価格を開示しない理由がわからない」と回答を得たとのことだが、これを裏付ける資料があれば示されたい。
- (3) (5)への疑義に合わせ記載
- (4) 「監査請求できる期間は当該行為のあった日または終わった日から1年以内」との規定（地方自治法第242条）があるが、5年間遡る根拠を示されたい。
- (5) 請求人は(3)においては監査委員に対し、村が受注業者に対して損害賠償を請求するように求めていると思われる。これに対し(5)に関しては村職員に対して損害賠償を請求するよう求めており趣旨が一致していないが、請求の趣旨を明確にされたい。

3 請求人の回答

【令和6年7月16日付提出 補正申立書】

請求人からは各項目に対しての客観的及び具体的な資料の追加提供は無く、また事実を裏付ける資料も示されなかった。さらに、法的根拠を求めた項目でも具体的な根拠は示されなかった。

4 監査委員の判断

【令和6年8月2日付通知文書 住民監査請求の取り扱いについて】

(1) 監査委員の判断 「却下」

(2) 却下した理由

住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為の違法性、あるいは不当性に関する主張は、当該財務会計上の行為が具体的な理由によって法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘することが必要とされている。

また、当該請求については、請求人の単なる憶測や主観にとどまらず、事実証明書をもとに違法・不当とする客観的な理由を示すことが必要とされている。

しかし本件では、請求人の請求内容・理由からは支出の違法性・不当性が、具体的に客観的な理由に基づき指摘されているとは認められない。さらに補正（追加資料の提出・法的根拠の提示）を求めたにもかかわらず要件が具備されていない。

(3) 結論

以上の理由により、請求人の主張する本件各請求は、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。

●住民訴訟について

1 長野地方裁判所（第1審）

- ・ 訴状提出日 令和6年8月14日
- ・ 原告 沼尚司
- ・ 被告 大桑村（代表者 村長 貴舟豊）
- ・ 事件名 「令和6年（行ウ）第8号地方自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟事件」
- ・ 請求の趣旨

(1) 原告が令和6年6月18日付で提出した住民監査請求について、却下処分の取り消しを求める。

(2) 大桑村監査委員は上記監査請求を受理し、専門家による外部監査をすることを求める。

- ・ 判決言渡 令和7年1月17日
- ・ 判決 本件訴えを却下する。
- ・ 裁判所の判断

監査委員の却下処分は「行政処分」に当たらない。また、住民監査請求の受理及び外部監査も「行政処分」には該当しない。したがって、却下処分の取り消し及び住民監査請求・外部監査を求める訴えは不適法である。

上記によって、本件訴えは不適法であるからこれを却下する。

2 東京高等裁判所（第2審）

- ・控訴状提出日 令和7年1月23日
- ・控訴人 沼尚司
- ・被控訴人 大桑村（代表者 村長 坂家重吉）
- ・事件名 「令和7年（行コ）第52号地方自治法第242条の2第1項4号の住民訴訟控訴事件」
- ・請求の趣旨
 - （1）長野地方裁判所（第1審）判決の取り消しを求める。
 - （2）第1審請求の趣旨（1）、（2）と同じ。
- ・判決言渡 令和7年6月18日
- ・判決 本件控訴を棄却する。
- ・裁判所の判断

控訴人の訴えを不適法なものとして却下した第1審判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却する。

3 最高裁判所

- ・事件名 令和7年（行ツ）第241号
令和7年（行ヒ）第263号
- ・決定日 令和7年11月20日
- ・裁判所 最高裁判所 第一小法廷
- ・上告人兼申立人 沼尚司
- ・被上告人兼相手方 大桑村
- ・同代表者村長 坂家重吉
- ・裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由には該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

●確定判決の結果

この度の最高裁判所の決定により、監査請求に対する監査委員の判断についての訴えは、**不適法であることが最終的に司法の場で確認されました。**

本村としては、この結果を真摯に受け止めるとともに、今後も公正かつ適正な行政運営に引き続き努めてまいります。

●今後の対応

本村は、これまでも法令に基づき適正な手続きを経て行政運営を行ってまいりましたが、今回の住民訴訟を通じて、村民の皆様から行政に対する厳しい目が注がれていることを改めて認識いたしました。

今後とも、村民の皆様への丁寧な説明を心がけ、透明性の高い行政運営に努めてまいります。村民の皆様におかれましては、引き続き本村の行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、事業発注に係る業者選定及び入札等の執行に際しては、国、県、他自治体の状況や法令改正などの情報を常に注視し、引き続き公正な事業発注を行ってまいります。